

レインズ利用ガイドラインの一部改正について

公益社団法人西日本不動産流通機構

この度、レインズ利用ガイドラインが一部改正となりました。

今回の改正は、平成 28 年 1 月から取引状況管理機能が導入されましたが、これらに関連する具体的な事例と説明を追加することによって理解をより深め、「取引状況の補足」欄への入力等適切な取り扱いをしていただくためのものです。また、物件情報および成約情報の重要性和適切な取り扱いの必要性に対する認識を深めるために、遵守すべきルールについて説明と事例を追加しています。その他、運用上明確化が必要な部分等についても追加・修正いたしました。

主な改正内容は次のとおりです。

【主な改正内容】

1 取引状況管理機能に関すること

(1) 取引状況の登録に関する事例を追加しました。…ガイドライン 8～9 ページ

【事例 1】口頭による購入申込み

【事例 2】停止条件付きの購入申込み

【事例 3】書面による購入申込み後の取引状況の未変更

【事例 4】売主の意向による一時紹介停止

注) 取引状況に変更があった場合や売主から紹介の条件が付けられている場合は、変更原因が発生した日付や詳細な条件等を「取引状況の補足」欄に入力することが規程及びガイドラインで定められています。

(※補足欄への記載内容は追加の事例及びガイドライン 10 ページの表をご参照ください)

(2) その他、取引状況管理機能に関連することについて追加・修正しました。

- ・売主が不在等で連絡がつかない場合の取引状況の変更等の扱いについての事前説明
…ガイドライン 8 ページ 3-2(3)④

2 物件情報・成約情報の取り扱いに関すること

(1) 成約報告についての宅建業法の考え方を示し(13 ページ 3-6(2)③)、成約情報の変更・削除に関する事例(13～14 ページ)を追加しました。

(2) 情報の利用目的を明確化しました。…ガイドライン 14 ページ 4-1

(3) 情報の改竄の禁止について追加しました。…ガイドライン 14 ページ 4-2

3 その他

(1) ID とパスワードの不正使用の責任について追加しました。…ガイドライン 2 ページ 2-1(4)

(2) システム会社等が提供するレインズの利用に供するソフトの利用禁止について追加しました。…ガイドライン 3 ページ 2-2②

(3) レインズデータから算出した市場シェアの広告掲載の禁止について追加しました。

…ガイドライン 18 ページ 4-3 その他

※詳細につきましては、当機構ホームページの会員専用サイトの諸規程一覧の中の「レインズ利用ガイドライン」をご参照ください。